

中国商務部との協力に関する覚書の締結について

平成28年4月11日

公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、東京において、中華人民共和国（以下「中国」という。）の競争当局の一つである商務部との間で、競争当局間の協力に関する覚書を締結した。覚書の署名者及び概要は、次のとおりである。

1 署名者

日本側：公正取引委員会 杉本和行委員長
中国側：商務部 童道馳部長助理

2 概要

(1) 協力の目的

競争法・政策及びその執行の分野における連絡及び協力のための適切な枠組みを規定することによって、両競争当局のパートナーシップを強化すること。

(2) 情報交換

- ア 両競争当局は、競争法制、執行及び政策における進展等に関して情報を交換する。
- イ 両競争当局が合意した場合には、両競争当局が同時に審査を行っている個別事件について情報を交換する。

(3) 年次協議

両競争当局は、少なくとも年1回、意見交換の目的のため協議を開催する。

(4) 技術協力

両競争当局は、両国の競争政策及び競争法の執行を強化することを目的として、技術協力活動において協力することが共通の利益であると認識する。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房国際課
電話 03-3581-1998（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

中国商務部との協力に関する覚書（概要）

協力の目的

競争法，政策及びその執行の分野における連絡及び協力のための適切な枠組みを規定することによって，両競争当局のパートナーシップを強化すること。

情報交換

- ・ 競争法制，執行及び政策における進展等に関して情報を交換。
- ・ 両競争当局が合意した場合には，同時に審査を行っている個別事件について情報を交換。

年次協議

両競争当局は，少なくとも年1回，意見交換のため協議を開催。

技術協力

両競争当局は，競争政策及び競争法執行の強化を目的として技術協力活動において協力。

締結済みの競争法執行に関する協力協定等

<独占禁止協力協定>

国・地域	発効日	競争当局
米国	1999年10月7日	司法省, 連邦取引委員会
EU	2003年8月9日	欧州委員会
カナダ	2005年10月6日	産業省競争局

<経済連携協定等（競争関連章・規定のあるもの）>

国・地域	発効日	競争/実施当局
シンガポール	2002年11月30日	競争委員会ほか
メキシコ	2005年4月1日	連邦競争委員会
マレーシア	2006年7月13日	国内取引・消費者省
チリ	2007年9月3日	(国家経済検察庁ほか) (注)
タイ	2007年11月1日	競争委員会
インドネシア	2008年7月1日	事業競争監視委員会
フィリピン	2008年12月11日	貿易産業省ほか
スイス	2009年9月1日	競争委員会
ベトナム	2009年10月1日	(競争庁ほか) (注)
インド	2011年8月1日	(競争委員会) (注)
ペルー	2012年3月1日	国家競争・知的財産保護庁ほか
オーストラリア	2015年1月15日	競争・消費者委員会
ASEAN	一部発効	—

(注) 協定上は、競争/実施当局の定義がない。

<競争当局間の協力に関する覚書等>

締結当局	署名
フィリピン司法省	2013 (平成 25) 年 8 月
ベトナム競争庁	2013 (平成 25) 年 8 月
ブラジル経済擁護行政委員会	2014 (平成 26) 年 4 月
韓国公正取引委員会	2014 (平成 26) 年 7 月
オーストラリア競争・消費者委員会	2015 (平成 27) 年 4 月
中国国家発展改革委員会	2015 (平成 27) 年 10 月
中国商務部	2016 (平成 28) 年 4 月

商務部とは： 中国国務院に属する行政部門であり、中国競争当局の一つ（企業結合に係る規制を担当。）。

当委員会の中国との協力内容： 1998年（平成10年）から技術協力。商務部は東アジア競争政策トップ会合の参加当局。

商務部との覚書の概要： 情報交換、年次協議、技術協力等。